

第66回 地方分権改革有識者会議
第186回 提案募集検討専門部会 合同会議 議事録

開催日時：令和8年6月3日（水）13：00～14：44

場 所：地方分権改革推進室会議室（中央合同庁舎4号館8階）

出席者：

〔地方分権改革有識者会議〕

市川晃座長（司会）、高橋滋座長代理、大橋真由美議員、後藤玲子議員、勢一智子議員、谷口尚子議員、西脇隆俊議員、沼尾波子議員、美浦喜明議員、三木正夫議員

〔提案募集検討専門部会〕

大橋洋一部会長、勢一智子部会長代理、宇野二郎構成員、大橋真由美構成員、高橋滋構成員、平田彩子構成員（勢一智子部会長代理、大橋真由美構成員、高橋滋構成員は、地方分権改革有識者会議議員と兼務）

〔政府〕

井上裕之内閣府事務次官、松田浩樹内閣府審議官、稲原浩内閣府地方分権改革推進室長、平沢克俊内閣府地方分権改革推進室参事官、佐伯美穂内閣府地方分権改革推進室参事官、松田和香内閣府地方分権改革推進室企画官

議 題：（1）令和8年の提案募集方式の実施について

（2）その他

（市川座長）それでは、時間となりましたので、ただいまから第66回地方分権改革有識者会議・第186回提案募集検討専門部会合同会議を開催いたします。

本日は、有識者会議の足立議員、伊藤議員、村木議員、山下議員が所用のため欠席となっております。

また、台風6号の厳しい状況下、御出席いただきましてありがとうございます。

ただ、そういう事情もありまして、本日は8名の方がオンライン出席ということになっておりますので、御意見等がございましたら、オンラインの方は挙手、あるいは手挙げマーク等で示していただきたいと思っております。

なお、御欠席の山下議員から事前に書面による御意見を頂戴しておりますので、参考資料5として配付させていただきますので御確認ください。

それでは、初めに、井上内閣府事務次官から御挨拶をいただきます。

（井上事務次官）皆様におかれましては、日頃から地方分権改革の推進に御尽力を賜りまして深く感謝申し上げます。

昨年の提案募集で皆様に御議論いただいた成果であります第16次地方分権一括法は、去る5月27日に成立し、本日公布されました。改めて厚く御礼を申し上げます。

本年の提案募集では、人口減少や人手不足の深刻化に伴い、持続可能な地方行財政の確保が喫緊の課題となっているという認識の下、その課題の解決に向け、事務の廃止や事務処理の広域化を求める提案を重点的に募集し、これらに関するものを含め385件もの提案をいただきました。昨年と同程度の数の提案をいただけたことは、引き続き地方分権改革に大きな期待が寄せられていることの表れであると我々は受け止めさせていただいております。政府としては、地方からの提案をいかに実現するかという基本姿勢に立って、いただいた提案について丁寧に対応し、その最大限の実現を図ってまいります。

皆様には、引き続き地方分権改革の推進に向けて御尽力いただきますよう、よろしくお願いいたします。

(市川座長) それでは、議事に入ります前に、このたび提案募集検討専門部会の構成員の異動がございますので御紹介させていただきます。

石井夏生利中央大学教授が構成員を退任され、新たに平田彩子東京大学大学院法学部政治学研究科教授に御就任をいただいております。

それでは、本日、ウェブにて御出席いただいております平田構成員から御挨拶をいただければと思います。
(平田構成員) 今年度より提案募集検討専門部会構成員を拝命いたしました東京大学法学部政治学研究科の平田彩子と申します。どうぞよろしく願いいたします。

私の専門分野は法社会学と呼ばれる領域でして、特に私はその中でも行政、地方自治体における法の実施・執行に興味を持ってこれまで研究を行ってまいりました。様々な制約がある中で、どのように自治体職員が法を理解して受け止めて、解釈し、使う、もしくは使わないのかという点に私の研究者としての出発点がございました。

現在は、地方自治体の法務、特に自治体に勤務する弁護士職員に関心を持って経験的研究を行っております。お世話になりますが、どうぞよろしく願いいたします。

(市川座長) 平田構成員、ありがとうございます。

本日の議事に入ります。まず、議事(1)、令和8年の提案募集方式に係る今後の検討の進め方等につきまして、事務局から御説明をいただきます。

(平沢参事官) 議事(1)について御説明させていただきます。

まず、資料1、令和8年の地方からの提案状況についてまとめたものでございます。令和8年の提案募集につきましては、本年2月2日に開催されました前回の有識者会議において決定いただきました重点募集テーマ等の募集方針に基づいて、同日から募集したところでございます。

画面の1ページ目の上に記載しておりますように、提案総数は385件と、400件前後であり、地方公共団体等において重点募集テーマ等も踏まえ、昨年と同程度の提案を提出していただいたと認識しております。そのうち324件につきまして、内閣府と関係府省庁との間で調整を行うことを予定しております。また、このうち後ほど資料2-1、2-2で御説明をさせていただきますが、51件、事項数では36事項を重点事項として考えております。

重点募集テーマ別の提案件数としては、事務の廃止や事務処理主体の広域化・外部化等を求める事務処理方法の見直しに関する提案が240件、デジタル化に関する提案が108件、地域におけるサービスの維持・向上等に関する提案が129件となっております。

上の2つ目、3つ目の○については政令市・中核市を除く市町村の提案団体数は315団体と昨年に比べて68団体増加しております。また、75団体の市町村から本年初めて提案をいただきました。

4つ目の○については、本年も提案の大部分が複数の地方公共団体による提案となっております。

5つ目の○については、詳細は次の2ページ目を御覧いただければと思いますが、昨年同様、提案内容としては医療・福祉の区分が最も多く103件となっており、その次に多いものがマイナンバーカード関係の総務の区分となっております。

続きまして、資料2-1、昨今の人口減少や人手不足の深刻化等に伴い、持続可能な地方行財政の確保が喫緊の課題となっております。この課題の解決に向け、本年の重点募集テーマを踏まえ、先ほども申し上げましたが、36事項、51件の重点事項を選定し、取り組むこととしたいと考えております。

重点事項について4つの柱を掲げております。

まず、1つ目の柱として事務処理方法の見直しを求めるものでございます。

- (1) として申請手続や経由事務などの事務の廃止等。
- (2) として広域化や外部化などの事務処理主体の変更。
- (3) としてデジタル化。
- (4) として事務の簡素化等としております。

次に、2つ目の柱として人員基準や資格要件の見直しといった地域におけるサービスの維持向上を図るものです。

続いて、3つ目の柱として現在政府に推し進めております強い地域経済の構築に向けた規制緩和を求めるものでございます。

最後に4つ目の柱として、昨年から継続して検討する事項のうち、引き続き重点的に取り組む必要があると考えているものでございます。

各柱の提案の例の詳細な内容については、次の資料2-2に沿って御説明をさせていただきます。資料2-2につきまして、時間の関係もでございますので、先ほど御説明させていただいた資料2-1の右側に記載しておりました案件を中心に、その内容を御説明させていただきたいと思っております。

まず、1つ目の柱、事務処理方法の見直しのうち、事務の廃止等を求めるものでございます。

1ページの1番目、覚醒剤取締法に基づく事業者等の申請・届出等に係る都道府県経由事務の廃止についてでございます。具体的には、覚醒剤の原料の輸出入の許可申請など、覚醒剤取締法に基づく各種申請や届出、また、許可証等の交付について都道府県経由事務を廃止し、事業者等が直接国へ申請・届出を行うとともに、国が直接事業者等へ許可証等を交付することを求めるものでございます。

続きまして、3番目、住所変更等に伴う手帳等の記載事項の変更の届出の廃止等についてです。具体的には身体障害者手帳等の所持者が住所変更、また、氏名を変更する際に、住民基本台帳法に基づく届出とは別に義務付けられております記載事項変更の届出を不要とすることなどを求めるものでございます。これは身体障害者手帳に限らず横断的に見直しを求めるものでございます。

続きまして、5ページの7番目、広域化等の事務処理主体の変更を求めるものでございます。特定商取引法における複数の都道府県にわたる消費者被害事案について、国での対応を原則とするよう求めるものでありますが、具体的には、特定商取引法に基づいて訪問販売や通信販売等に係る消費者被害事案について、現在、国又は都道府県が事業者に対して行政処分を講じることができそうですが、複数の都道府県にまたがる消費者被害事案について、国での対応を原則とするよう役割の明確化を求めるものでございます。

続いて、11番、複数自治体や複数分野でのインフラを群として捉え、効率的・効果的にマネジメントしていく取組である地域インフラ群再生戦略マネジメント、いわゆる群マネについて、①に記載しておりますが、広域連携として地方自治法に基づく特例一部事務組合が活用できることや、また、③に記載しております当該組合が補助金等の交付対象であることを求めるものでございます。

次に9ページの18番、デジタル化を求めるものでございます。喀痰吸引等を行うことを業とすることができるものの認定について、国家資格等情報連携・活用システムによる申請手続等を可能とするとともに、都道府県知事が発行している認定特定行為業務従事者認定証について紙媒体を廃止し、デジタル資格者証へ移行することを求めるものです。

次に10ページの19番、事務の簡素化等を求めるものです。マイナンバー利用事務に不動産登記事務を追加すること等ですが、登記所が土地等の登記を行った際に、市町村への通知事項に土地等の所有者のマイナンバーを追加し、市町村の固定資産課税台帳へ自動反映させることや、所有者が法人である場合に登記所から市町村への通知事項に所有者の法人番号を追加することなどを求めるものでございます。

続きまして、2つ目の柱、地域におけるサービスの維持・向上の事項の例として3件説明をさせていただきます。

14ページの26番、看護師学校養成所のうち、大学、短期大学、専修学校などにおける3年課程の指定基準について、教員のうち8人以上は看護師の資格を有する専任教員とすると規定されておりますところ、少子化に伴う学生数減少など、養成所の実情に応じて人員基準の弾力化を求めるところでございます。

続いて27番、離島へき地において少子高齢化・人口減少が特に進んでおり、指定介護老人福祉施設における有資格者の人員確保が非常に困難となっていることを踏まえ、栄養士、または管理栄養士の配置基準、現行は入所定員40人以上で1人以上の配置となっておりますけれども、この基準の見直しや介護支援専門員の常勤要件の緩和を求めるところでございます。

続いて15ページの28番、介護認定調査を行う調査員の確保を図るため、市区町村が調査を委託する際の指定居宅介護支援事業者や個人の調査員の資格要件について、現行の介護支援専門員に加え、その他の保健、医療、または福祉に関する専門的知識を有する者を新たに対象とするよう要件の緩和を求めるところでございます。

続いて、3つ目の柱、強い地域経済の構築の事項の例として3件の説明をさせていただきます。

16ページの31番、地域未来投資促進法に基づく基本方針においては、市街化調整区域で開発可能な対象施設が5類型に限定されているところでございますが、地域経済を牽引する産業団地周辺に立地する物流業務施設を対象に追加するよう見直しを求めるところでございます。

続いて17ページの32番、都道府県知事等が発行主体となります農林水産物及び食品の輸出に係る輸出証明書の発行業務について、申請の受付、審査、発行の可否決定、証明書の交付など、全ての業務を私人に委託することを可能とするよう見直しを求めるところでございます。

続いて33番、都道府県が管理する国有農地について、借受希望者への新規農耕貸付に際し、迅速な貸付実施を可能とするために要件の緩和を求めるところでございます。現行ですと売払手続による一般競争入札を1回以上行うことや、旧所有者の同意を得ることといった要件があるわけですけれども、その要件について緩和を求めるところでございます。

最後に、4つ目の柱として昨年から継続して検討する事項として2件説明をさせていただきます。

34番、本件は昨年提案があったものですが、診療報酬の返還金ですとか、障害者自立支援給付費国庫負担金、あるいは障害児入所給付費等国庫負担金において、事業者の不正等に起因した返還金が徴収困難となった場合の未徴収額について、国・県の補助金の分を市町村が全額返還することとなっておりますところ、本取扱いの見直しを求めるところでございます。これまでの状況としては提案対象、あるいは類似の国庫補助金等において提案内容と同様に市町村が負担して返還している実態について全国調査を実施したところでございます。今後については本調査結果を分析し、類似の国庫補助金等の状況を踏まえまして対応を検討することとしておりまして、令和8年度中に結論を得て結果に基づいて必要な措置を講じる予定としております。

続いて35番、本件についても昨年提案があったものですが、特別支援学校の就学奨励費の申請ができる保護者の定義について、学校教育法16条に規定する保護者に限定せず、就学に要する経費を実質的に負担する者を加えるよう要件の見直しを求めるところでございます。本年2月に自治体へ実態調査を実施し、その内容を精査中でございます。本年中に結論を得る予定となっております。また、併せて要保護児童生徒援助費についても同様の検討を行っていく予定となっております。

資料2について、重点事項に係る説明は以上でございます。

続きまして、資料3、継続検討となっておりますいわゆるフォローアップ案件のうち、重要な案件につきましては各府省庁との継続的な調整や進捗管理をより適切に実施していく必要があると考えております。そのた

め、本会議においても適時に報告を行ってまいりたいと考えております。資料2で御説明させていただきました本年の重点事項として選定することを考えております4件のほか、主な案件を資料3に記載しておりますので、その概況を御説明させていただきたいと思っております。

主な案件につきまして御説明させていただきますが、まず1番の国家資格等情報連携・活用システムの利用拡大に伴う都道府県経由事務の廃止についてでございます。医師・看護師等の国家資格について当該システムを活用し、免許の申請や免許証の交付などにおける都道府県経由事務の廃止を検討しているものでございます。

本件について、資料のうち、特に右側の欄の下側の今後の予定の欄の2パラについて御説明させていただきたいと思っております。免許証の交付について、令和8年度中に、医師、歯科医師、保健師、助産師、看護師の5資格に係るオンライン申請に係る新規登録受付分について、国から直接交付を開始する予定となっております。この部分を特に御説明させていただければと思っております。

続きまして3ページの3番、不動産登記事務に係る戸籍証明書等の公用請求への戸籍情報連携システムの活用について御説明させていただきます。真ん中の欄のところでございますけれども、長期相続登記等未了土地解消事業という制度がございます。これは長期間にわたり相続登記がなされていない土地について、登記官が公共事業の実施主体からの求めに応じまして法定相続人を探索して登記をしていく制度なのですけれども、これにつきまして、法務局の職員が市区町村に対する公用請求に代えて戸籍情報連携システムを利用することについて、法務省において検証作業を本年12月まで行い、令和8年度中に結論を得た上で、その結果に基づいて必要な措置を講じることとなっているところでございます。

続いて5ページの8番、老朽化や入居率の低下した公営住宅について建替えを伴わない団地集約の場合においても入居者への明渡請求を可能とすることについてでございます。人口減少等の社会情勢の変化や地方公共団体の意見を踏まえつつ、入居者の居住権の保護や住宅ストックの質的改善の在り方などを含めて検討するものでございます。本件につきましては、現在、地方公共団体の状況の確認や有識者からの意見を伺いつつ検討を行っているところでございます。引き続き有識者からの意見を伺うなど、検討を行い、令和8年中に結論を得る予定となっております。

最後に7ページの12番、子供の学習費調査における都道府県経由事務の廃止及び調査対象の見直しについてです。次回の令和9年度の調査に向けまして、調査票の回収業務について、都道府県を經由せずに文部科学省において対応することなどについて検討しているものでございます。現在、文部科学省において有識者会議を設置して検討を進めてもらっております。検討結果を踏まえまして令和9年度の調査において必要な措置を講じる予定となっております。

資料3につきましての説明は以上でございます。

最後に、資料4のスケジュールをお願いいたします。今後につきましてでございます。7月上旬に関係府省庁に対しまして第1次ヒアリングをさせていただきまして、また、9月に第2次ヒアリングを行います。その後、また、関係府省庁との調整を重ねていき、12月の対応方針の閣議決定に向けて取り組んでまいりたいと考えてございます。

私からの説明は以上でございます。よろしくをお願いいたします。

(市川座長) 御説明ありがとうございました。

ここで大橋部会長から、今年の地方からの提案等全般に関しまして御発言をお願いしたいと思います。

(大橋部会長) ただいま事務局から御説明がございましたとおり、本年の提案募集につきましては地方から385件の提案をいただきました。特に今年は市町村からの提案が増加したということは、専門部会としても大変うれしく受け止めております。提案の内容としては幅広い分野から地方の現場に依拠した具体的な提案が寄せら

れておりますが、その中でも重点テーマとして設定した事務処理方法の見直し、デジタル化、地方におけるサービスの維持・向上等は、表現は異なりますものの、その根底にあるものは持続可能な形で住民サービスを維持していくための課題が提起されていると考えております。

本年の重点事項を議論するに当たりまして、4点ほど所感を述べさせていただきます。

1点目ですが、事務の廃止に係る提案として、これまでも都道府県経由事務の廃止などを進めてまいりました。経由事務などは重点事項として取り上げたもの以外にも横並びの類例が極めて多いということが言えます。そこで、重点事項を軸にして横串でその他の提案についても改善を図り、更には提案を超えて横断的な改革に仕上げていくというような横展開を図ってまいりました。こうした視点は今年も堅持していきたいと考えております。

2点目といたしまして、市民が住所変更の手続を取れば、各種給付に必要とされるその他の届出については不要とするいわゆるワンストップサービスの視点につきましても、これは市民に便宜であると同時に、届出業務に関わる職員の負担軽減にもつながることですので、重点事項を軸にこうした住所変更に並行して必要とされる各種届出手続の廃止につきましても、先ほど述べましたように横展開の改革になじむものと考えております。

3点目に、地方分権を進める中で、権限が市町村や都道府県に下りて各自治体が事務処理を経験する中で、近年では機能的に見た場合、むしろ国が一括処理した方が有用なのではないかといった事務の見直しに関わる提案がここ数年たくさん寄せられております。今年の重点事項である事務処理主体の変更は、こうした傾向に正面から目を向けるものとして時宜を得たものと考えております。

事務の特質から機能的に判断すれば、国での対応が最適であるような事務については、自治体が担った経験を基礎に議論を進め、国・都道府県・市町村がそれぞれ優位性を発揮できる役割分担はどういうものなのかということを考え直す、これは非常に大きなテーマとなり得るように考えております。こうした改革の結果、集権的な仕組みにつながるとしても、それは分権の思想に反するものではなく、むしろ役割分担を重視した地方分権というような考え方には適合するのではないか、こうしたような視点を基に議論を進めてまいりたいと考えております。

4点目に、地域におけるサービスの維持・拡大を図る上で、多くの場合、国で一律に決めた人員の配置基準、資格基準、とりわけ人口減少地域の実態に合っていないということで支障が生じております。この点では従うべき基準を見直すといった課題は、現時点でもなおメインの課題であるというように言えます。従うべき基準の見直しはこれまでも継続して取り組んできたものですが、今年も地域社会の実態に適した形で、持続可能なサービスの在り方を考える契機にしていきたいと考えております。

今後、提案募集検討専門部会としては、どの事項を関係府省庁からヒアリングするかなど、重点事項に係る具体的な進め方につきましては、部会長である私に御一任いただければ幸いです。提案募集検討専門部会としては今年も充実した審議に努め、地方からの提案に寄り添い、地方からの提案の最大限の実現に向けて検討を進めてまいりたいと考えております。議員の先生方には御支援と御指導をよろしくお願い申し上げます。

以上でございます。

(市川座長) それでは、これまでの説明に対しまして意見交換に入りたいと思います。西脇議員、よろしくお願いいたします。

(西脇議員) 京都府知事の西脇でございます。まずは市川座長をはじめ、事務局の皆様には、385件もの提案を取りまとめていただきまして心から感謝を申し上げます。

全国知事会の地方分権推進特別委員長として、全都道府県に対しまして積極的な提案を呼びかけますとともに、全国知事会としても事務の簡素化・オンライン化、あるいは都道府県経由事務の廃止など、32件の共同提案を行わせていただいております。是非、地方の声を受け止めていただきまして、実現する方向で積極的に御検討いただくようお願い申し上げます。

お示しをいただきました重点事項案について賛成の立場で発言をさせていただきます。まず、重点事項20番の都道府県労働委員会委員の任期の見直しについてでございます。労働委員会の委員の任期2年は、教育委員会、人事委員会の委員、また、公安委員会や収用委員会の委員の任期に比べましても短くて、任期を延ばすことを求めるものでございます。

昨年11月の全国労働委員会連絡協議会総会におきまして、元中央労働委員会の会長でありました諏訪康雄先生が記念講演において、「労働委員会の委員は、1年目はまずは制度を理解して、2年目は実務への適用ができるようになって、3年目に判断力の深化に至る」、「2年の任期では中途半端で3年はかかるのではないか」というお話をされました。

京都府の労働委員会委員からも、「高度な専門性とか経験の蓄積が必要であって2年は短い」、「2年では1つの事件を最後まで担当できず、委員の業務の全体像を把握しきれない」などの意見をいただいております。不当労働行為の審査など、長期間を要するものも非常に多くて、実態としては同一委員の再任を繰り返している状況でございます。委員の任命には半年程度の期間を要することから選考事務も大変煩雑になっております。事務負担の軽減の観点からも任期の見直しにつきまして、是非御検討をお願いしたいと思います。

次に、重点事項の26番の看護師学校養成所の専任教員配置基準の緩和は、少子化などによりまして学生の定員割れが全国的に非常に深刻な状況でございます。学生数の減少など、養成所の実情に応じて専任教員の配置基準の弾力的な運用を求めるものでございます。また、看護師以外にも医療関係職種がございますが、そうした職種全般におきましても少子化等による養成校の定員割れが発生しておりまして、本提案と同様に専任教員確保の課題も考えられますので、その他の職種の実態についても把握していただき、必要な対応を是非お願いしたいと思います。

前回の有識者会議でも発言させていただきましたけれども、各提案を個別に検討して改善していくことに加えまして、横断的な制度改善につながるような検討をこの会議の場で行っていくことも非常に有益ではないかと考えております。

最後に重点事項34番についてでございます。障害者自立支援給付費国庫負担金の返還金に係る市町村負担の見直しにつきましては、令和7年に全国知事会として共同提案させていただいたものでございます。御承知のように国の間接補助事業におきましては、地方には主体的な権限がないにもかかわらず、事業者の不正などによって返還金の未収入額を全額一般財源で肩代わりするなど、地方が重い負担を負わざるを得ない状況がございます。

先日開催されました第34次地方制度調査会の第2回総会の中でも、全国知事会の阿部会長が国と地方の役割分担の議論と併せて国と地方の関係性の見直しについても議論をお願いしたいと発言されておりまして、他の間接補助事業の状況に関しましても、しっかりと実態を把握していただきますとともに、国と地方の権限と責任に見合った適切な費用負担など、国と地方の関係性の在り方につきましても、是非御検討いただきますよう、よろしくお願いしたいと思います。

私からは以上でございます。よろしくお願いいたします。

(市川座長)引き続き御意見・御質問等のある方の御発言をお願いしたいと思います。

なお、議事進行中の議員・構成員の皆様の呼称に関しましては、さん付けとさせていただきたいと思っております。

ので御了承のほどお願いいたします。

それでは、美浦さん、お願いいたします。

(美浦議員) 全国町村会の福岡県水巻町的美浦でございます。よろしくお願いいたします。

先日、第16次地方分権一括法が成立し、全国町村会においても、全国知事会、全国市長会と合同でコメントを公表させていただきましたが、改めて事務局の皆様の御尽力に感謝を申し上げます。

提案募集全体の資料1の関係について、本年の提案総数は385件で昨年から少し減少したものの、提案団体数は315団体と昨年より増加しております。地方分権改革の裾野拡大に向けて、これまでの事前相談の情報提供などの取組と併せて、新たに職員向けのオンライン研修の実施や啓発事業の展開などに取り組んできた成果ではないかと考えており、事務局に対しまして感謝を申し上げます。地方の意見、とりわけ小規模自治体の意見をより多く吸い上げられるよう、引き続き提案募集について工夫をお願いしたいと思います。

次に重点事項案、資料2関係についてですが、資料の2-1、2-2において案が示されている重点事項につきましても、項目自体に特段の異論はございません。その上で、何点か意見を申し上げたいと思います。

特に重点事項の柱の1つ目、事務処理方法の見直しについては、現在行われております第34次地方制度調査会において、将来にわたり持続可能な行政サービスを提供していくための国・都道府県・市町村間の役割分担の在り方をテーマに議論が行われているところです。事務分担の見直しは重要なテーマですが、特に深刻な人材不足に直面する町村にとっては、事務の廃止や統合などの事務自体の見直しが今後重要なテーマとなるべきではないかと考えております。

計画策定事務につきましても既存の計画について一定の見直しを行い、負担軽減を図っていただいたところですが、依然としてこういった計画策定業務の積み重ねは事務負担となっております。既存の計画の見直しと同様、計画の総数を増加させないことも重要ですので、ナビゲーションガイドを踏まえた効率的・効果的な計画行政の徹底について、引き続き各省庁に強く求めていく必要があると考えています。

次に重点事項の2つ目の柱、地域におけるサービスの維持・向上については、人員配置基準の緩和などの提案が寄せられています。中山間人口減少地域を多く抱える町村においては、既にサービスの維持そのものが困難となっているケースも見られます。こうした実情を踏まえ、サービスの維持・向上に資する提案について、是非積極的に実現していただきたく存じます。

最後に重点事項の4つ目の柱、昨年から継続して検討するものにつきましては、いずれも令和8年度中に結論を得ることとされています。特に返還金の問題については市町村が適切な事務執行の責任を果たし、十分な努力をしたにもかかわらず、徴収が困難な場合は市町村の自主財源で返還するというのは、財政規模が小さい町村にとっては大きな負担となっております。継続案件について自治体が納得する結論が得られるよう、しっかり対応をお願いいたします。

最後になりますが、町村における人材不足は今後一段と深刻なものとなります。本提案募集を通じた見直しは町村が地域の課題と向き合っ創意工夫を要する仕事に取り組み、地域住民が求める行政サービスの実現のためにも大変重要なものと認識をしております。そして、本年の提案募集はもとより、個別の提案への対応にとどまらず、各省庁が提案の趣旨を踏まえ、制度の横断的な見直しが進められることを期待しております。

(市川座長) ありがとうございます。三木さん、お願いいたします。

(三木議員) 長野県須坂市長の三木です。ただいまの西脇京都府知事さん、それから、福岡県的美浦水巻町長さんからお話がありましたので重複することもあるかもしれませんが、地方自治体の立場としてお願いとお礼を申し上げます。

第一に、今もお話がありましたけれども、第16次地方分権一括法案の成立、事務方をはじめ、関係の皆さん

に心から感謝を申し上げます。私は地方分権でこういう形で法律で制定されるということ自体が、まさに地方自治の根幹に関わる基本的なことであると思っております。こういう形で提案することによって実現できることが職員にとっても仕事のやりがいに通じますし、市民サービスにも通じますので、本当にこういう形でやっていただくことに対しまして心から感謝を申し上げます。ありがとうございます。

それから、大橋部会長さんから4項目についてお話がございました。基本的な考え方としてとても大事なことだと思っております。そして、全体を通して横展開をしていただくということ、提案募集の案件にかかわらず横展開をしていただくことが私どもにとってはとても有り難いことでもあります。気が付かないことがありますので、ヒアリング等をする中で、そういう形で横展開をしていただければと思っております。

それから、経由事務の廃止につきましては、実際に市町村で事務をやっている場合に県を通さなければいけないのかどうかという、県自体も単なる経由機関となっているとすれば、県の仕事自体に対しても申し訳ないという気持ちもありますので、こういうものもトータルとして見直していただければと思っております。

それから、ワンストップサービス、デジタル化等がありますけれども、これも市町村からすればワンストップでできるのではないかなという案件がございますので、私どもも引き続きワンストップでできるような案件がないかということもこれからも検討していきたいと思っております。

それから、量的に国の一括事務処理というのは今までの地方制度であったわけでありまして、実際、様々な状況が各市町村によって違います。人口規模、行政需要等が違いますので一律のサービスでなく、まさに地方自治のそれぞれの自治体に合ったサービスを提供するためにはどうすればいいかという観点で検討していただきたいと思っております。それほど要望のないところに関しても人を配置しなければいけないというようなことにもなりかねないものですから、そういうところにメリハリをつけていただくのはとても有り難く思っております。

それから、トータルとしまして、一番大事なのは最初に大橋部会長さんがおっしゃいました持続可能な市町村行政にしていくにはどうすればいいか。そして、なおかつ住民サービス提供を引き続きやっていくためにはどうすればいいか。画一的なサービスでなくやっていただくという基本方針の4つにつきまして、是非お願いしたいと思っております。

その関係で、重点事項につきましては今御説明がありましたけれども、デジタル化と事務の簡素化の中で、特にマイナンバーの活用について広くやっていただきたいと思っております。と申しますのは、マイナンバーを始めた頃につきましては、市民の中でマイナンバーによって自分のプライバシーだとか貯金の残高が分かっちゃうとか、そういう誤解がありました。そして、メディア等でも残念ながらそういうような報道がありました。私どもが実際にマイナンバーの登録をしてほしいと市民の方にお話ししたときにも、そういう誤解が生じたのでなかなか難しい面がありました。しかし、実際にやってみますと、マイナンバーによってマイナスということはないわけでありまして。

長くなって恐縮ですが、先日、ある病院にかかりましたら、ほかの患者さんがマイナンバーカードを持ってこなかったということでありました。それはなぜかということ、マイナンバーを持ち歩くことによって、なくしたりすると弊害が起こるのではないかという誤解を年配の方を持っているということでもありますので、マイナンバー自体の安全性を私どももPRしているのですけれども、マイナンバーの安全性、それから、活用策について、また是非いろいろな形で一緒にやっていただければと思っております。マイナンバーにつきましては提案が専門的なものがありますけれども、先ほど大橋部会長さんがおっしゃいましたように、横断的にやっていただければ大変有り難いと思っております。

それから、京都府知事さん、水巻町長さんからもお話のありましたように、昨年から継続して検討する事項

の事業者の不正等による自立支援給付金等の国庫負担の返還要件の見直しにつきましては、是非行っていただきたいと思っております。私どもは実はこういうものが2件ございまして、須崎市では全然関与していなかったものでありますけれども、返還の対象になってきております。是非こういうものは見直していただいて、なおかつ、お願いしたいのは、見直したことによって、それぞれの省庁が今までやってきたことがまずいではなくて、よりよい方向に行くというような意識を省庁の方に持っていただければいいと思っております。

どうしても公務員という立場になりますと、改正すること自体が今までの前任者に申し訳ないとか、そういうようなことになってしまいますけれども、そうではなくて、今時点でベターなことをするというような意識を持っていただくことが私は大切なことだと思っておりますし、多分それぞれの省庁の職員の方もそういう意識を持っておられますので、逆に見直すことによって、国民のためにプラスになるからという評価をしてもらえりような仕組みづくりも大事ではないかなと思っております。

長くなりましたけれども、私からは以上であります。本当にきめ細かな対応をしていただいております感謝を申し上げます。ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。勢一さん、お願いいたします。

(勢一部会長代理) 今日は福岡から参加しております勢一です。御説明ありがとうございます。今年も昨年に続きまして多数の御提案をいただきました。御提案くださった地方自治体の皆様、また、御対応くださった事務局の方々にお礼を申し上げます。特に提案の取りまとめまでには自治体から派遣されている調査員の方々の御尽力もあったと伺っております。重ねてお礼を申し上げます。ありがとうございます。

その上で、せっかくの機会ですので、私も少しばかり所感を申し上げさせていただければと思います。

1点目は、今年重点項目の課題設定であった持続可能な地方行財政の確保というところ、これに応えられるような提案を多数いただいたところです。重点事項の1の事務処理方法の見直しでありますとか、2の地域におけるサービスの維持・向上、こういうところの項目は、特に小規模な市町村においても住民が幸せに暮らせるための地方行政の持続可能性というところが重要になってまいります。

そういう点では今年、政令市・中核市等以外の市町村からの提案を多くいただくことができた。これは有り難く、また、心強いと思っております。こうした提案をくださった自治体のみならず、小規模な市町村においても持続可能な行財政サービスが維持できるように、提案の実現に向けて頑張りたいと改めて思いました。

2点目といたしましては、本年の重点項目もそうなのですが、地域社会の変化でありますとか、技術の進展、要は時代のニーズ、こういうのに合わせた事務処理の在り方、また、それを踏まえた国と地方との適正な役割分担ということは考えなければならぬと思っております。例えば、デジタル化による社会変化、地方におりますと十分に地方行政の現場にまだ反映されていなくて、そうしたデジタル化のメリットを享受できていないような地域とか住民の方々もいらっしゃるようになっております。

マイナンバーでありますとか、あとはそうしたデジタルを使ったことによる経由事務の廃止、もっと効率化できる部分があるのではないかと問題意識を持っておりますので、こういったところもしっかり受け止めて議論に関わりたいと思っております。

地域社会が多様化しているという点、これは既に御指摘がございました。多様な地域の社会、そして、それを支える地方自治体が地域に合わせた行政運営ができるようにという意味では、国が一律に定める基準を変えていくことはとても大事だと思っております。この点も頭に置いて議論させていただければと思います。

最後に、重点事項の4項目目のところで昨年からの継続案件です。提案募集検討専門部会としても宿題をいただいていると思っておりますし、私自身も非常に重要だと思っております。自治体トップの議員の方々からもしっかりすべきだということで御指摘をいただきましたので、この点も重視をして今年も大橋部会長をお支

えしながら、しっかり議論に努めたいと思います。どうもありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。それでは、高橋さん、お願いいたします。

(高橋座長代理) 今年の重点事項、特に重点事項の1つ目の柱について私の思うところを簡単に申し上げておきたいと思います。

重点事項の1つ目の柱ですが、いろいろな形で取り上げられておりますけれども、全体としては我が国のガバナンスシステムを合理化するということであると受け止めております。確かにこれらの項目の多くについては、今までも御紹介がありましたけれども、縮小する社会の中で様々な困難が地方公共団体の中で生じている。その困難がこれらの項目に切実に表れているのだらうと思っております。

しかしながら、このような困難の主要な背景には、これまで地方が本来はあまり地方の事務にふさわしくないようなことを国の下請的な形でやってきた。さらに、本来は地方の事務なのだけれども、不合理なというか、さらに言うと、先ほど勢一さんも御発言されていたと思いますが、社会の変化の中で陳腐になってきている。そういう事務処理システムがあって、不合理かつ陳腐化した事務執行の中で非効率な事務を地方公共団体が強いられてきていることの反映なのではないかと思っております。

そういう不合理を改めて、さらに、デジタル化によって事務の合理化を進めていくのであれば、地方公共団体職員は地方の住民の中に入って地域づくり・まちづくりのある意味ではプランナーであるとか、コーディネーターとして活躍する、これが本来の地方公共団体職員の役割だと思っております。こういうことができる可能性が広がっているのではないかと、そういう可能性が現実のものになるのではないかと思っております。

したがって、我々の仕事は、地方分権の推進・発展といった本来の仕事として重要な意味があるのではないかと思っております。本年も大橋部会長の下で地方分権を進める観点から仕事を進めていきたいと思っております。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、後藤議員から御意見をいただいておりますので、事務局から御紹介いただけますでしょうか。

(平沢参事官) 後藤議員から、参考資料3の37ページ、管理番号306について御意見をいただいております。田原本町の提案でございます。意見を読ませていただきます。

普通交付税算定事務における基礎数値の報告に係る運用の見直しにつきまして、国・地方の税財源配分や税制改正に係る提案で対象外とされておりますが、国が保有するデータを再利用しないために、市町村職員が繁忙期にデータ入力する必要が生じており、そのために時間外労働、残業の増大という形で市役所職員と住民の負担が増えている事案です。これは対象外ではなく、規制緩和要望と位置付けていただくのがよいと思います。御検討よろしくをお願いいたしますという御意見でございます。

ここの記載の整理でございます。提案の受付をさせていただいておりますけれども、私どもとしては対象外ということで整理をさせていただいて、ここに位置付けをさせていただいております。その理由でございますけれども、本提案は、普通交付税の算定における基礎数値の照会の調査票の様式についての御提案だったのでございます。提案をいただいてから、これについて所管の総務省とやり取りをさせていただきました。

これは地方交付税法に関する事柄になるのですけれども、地方交付税法で別途制度がございまして、交付税の算定に関する見直しについて自治体から意見申出を受け付ける制度がございまして、その意見申出を総務省で受け付けて、それに対して総務大臣がその意見に対して処理をするという制度がございまして、その対象にこの案件がなるかどうかということを経済省と調整をさせていただきました。

その結果、この提案については対象になるということで、総務省から回答がございました。そうなりますと、法律に基づく制度ということで、そちらの方でこの提案については扱うということで回答がございましたので、

田原本町に、この提案についてはそちらの方で是非提出をしていただくように御紹介をさせていただいたという経緯がございました。

そのため、こちらの分権提案は、申し訳なかったのですけれども、対象外と整理をさせていただきました。もともと分権提案も交付税の算定については対象外ということで、提案募集の募集要項には書かせていただいていたのですけれども、こうした交付税の算定に係る調査票のこういった事務について、対象性がどうなるかということまで書いてございませんでしたので、そういったところについて今後もう少しQ&Aに書くとか、そういったことについてもう少し検討して、来年について改善を図っていくことも含めて検討していきたいと思っております。

(市川座長) ありがとうございます。

ただいま、この事案については別途対応するという事で御説明いただきましたが、その点について何かありますか。

高橋さん、お願いします。

(高橋座長代理) そうすると、税だということではなくて、地方交付税に別の制度があるから対象外である整理をしたということですか。

(平沢参事官) おっしゃるとおりです。

(高橋座長代理) では、税財源配分以外のそういう手続などについても、そちらでやっていただくという整理になるということですか。

(平沢参事官) 交付税の意見申出の対象になるということ。

(高橋座長代理) 実現されなかった場合はどうするのですか。

(平沢参事官) それは交付税の法律の手続で完結していただくということ。

(高橋座長代理) 完結するのでしょうか。その点はまた少し議論したいと思っておりますので、とりあえず事務局の御見解を承りました。

(市川座長) 本件について何かございますか。よろしいでしょうか。

大橋さん、お願いします。

(大橋部会長) 今、せっかくこういう御意見が出ましたが、こここのところの対象外という理解はそれでいいと思うのですけれども、これが全て駄目になったのではなくて、そちらにルートがあるからそちらでできますということは、今回やり取りをして明らかになったところについて提案団体とかに申請時とか事前説明時に何か情報提供があるといいのではないかと。今まで交付税に関わると全部外れそうなイメージを持っていたところが、今言ったような仕組みがこちらにあって、そちらで処理する可能性がありますということであれば、こちらからこちらにもう1回申請し直しというよりは、初めから分かっていた方がいいと思っております。その辺りが次年度以降は円滑にいくように調整というか、情報提供をしていただくといいと思っております。

(平沢参事官) 先ほど申し上げましたように、提案募集の要項とか、Q&Aとか、少し改善を図っていききたいと思っております。

(市川座長) 沼尾さん、本件に関しての御意見でしょうか。お願いいたします。

(沼尾議員) 今の御説明のところですが、地方交付税に関して自治体からの算定に関する意見の申立ての制度はあるのですが、そこで出されているものは大体基準財政需要額の算定の在り方に関する意見でございまして、こういった調査票自体の事務手続の在り方に関するものは出てきていない。この自治体では恐らくそこを切り分けた上で、交付税制度での意見申立てでは、需要額の中身のことでないと判断されて提案募集に出されたのかなという感想を持ちながら見ていたところでした。

今のお話にもあったのですが、入り口はこういう形で広げておくのはとても大切なのかなと思っておりまして、交付税とか税に関するものは全部そちらだと仕分けてしまうやり方もあるのかもしれないのですが、まず、提案募集というところで、事務に関するものに関して受け付けておいて、例えば総務省の交付税課につながりというような考え方もあるのではないかと、入り口を広く用意しておくというやり方もあるのではないかと思います。

(市川座長) ほかに本件に関して御意見等はございますでしょうか。如何でしょうか。

いずれにしても状況は見ておく必要があると感じております。また、具体的に進捗状況を部会の方でも御議論いただきながら継続的に注視するということで進めてはどうかと現状は思いますので、それでよろしいでしょうか。

御意見ありがとうございました。

それでは、引き続き全般的なことに対しまして御意見があればお願いしたいと思います。

大橋さん、お願いいたします。

(大橋議員) 私からは大きく2点コメントさせていただきたいと思います。

まずはこのたびの一括法の成立、事務局の御尽力によって昨年のもろもろの対応が具体的な成果につながったということで本当に感謝を申し上げたいと思います。

先ほど水巻町長から町村の人材不足が本当に深刻でというようなお話をいただきましたけれども、この提案募集の仕組みが持続可能な行政体制の整備に尽力されている市町村の方々の重要なコミュニケーションチャンネルになっているのではないかと。さらにそういったコミュニケーションチャンネルを通じてなされた提案が、こういった一括法で具体的な成果につながることが積み重なっていくと、さらなる提案につながっていくインセンティブになるのではないかと思いますので、こちらの提案募集制度の仕組みの重要性というか、そういったものを実感した次第でございます。

2点目ですけれども、今年の重点事項というのは基本的には昨年と方向性が同じものだと理解しております。この内容は縮小社会において持続可能な行政体制の維持というものをどのようにしていくか、全てこれに関わるテーマなのかなと感じております。

現在並行で進んでいる地方制度調査会の議論では、持続可能な行政体制の維持ということで、国・都道府県・市町村、いろいろな主体の役割分担の在り方、あと、そういった中で連携の在り方などがテーマとなっております。今後の日本社会においては多様な主体が様々な形で連携を推進し、また、広域化といったものを推進しなければいけないということが方向性としては、ほとんど異論のないところかとは思っています。

今回、この重点事項で見ると、例えば重点事項の11番は国交省が目玉政策として挙げている群マネに関わる提案となっております。群マネ自体は今後のインフラ整備に当たって必要不可欠な考え方だと私も理解しております。ただ一方で、現状では必ずしも思ったほど群マネでの取組がスピーディーに広がっていないというようなことも仄聞しております。そういった中で、どうやって自治体間の連携、いろいろな主体間の連携、役割分担を考えていくかということについて、今回の提案も、連携というものについて考える一つの具体的な素材になるのではないかと思いますので、こちらの提案募集で取り上げる具体的な素材を地方制度調査会での議論にも適宜反映して、より有機的な関係に持っていけたらと考えております。

(市川座長) ありがとうございました。それでは、沼尾さん、改めてお願いいたします。

(沼尾議員) 既に多くの議員の皆様から出ているところなのですが、今回、提案が400件弱来たということで、このような形で数多くの提案が上がってきたということは本当に素晴らしいことだと思いますし、市町村からも上がってきているということ、また、自治体間で連携して提案が出ているという点でも、自治体が提

案できる環境づくりをサポートする体制も取られてきているところで、皆様方に感謝申し上げます。

ただ、見ておりますと、小規模自治体からの提案が必ずしも多くはない。恐らく日頃の事務に追われてしまって、こういった提案をまとめるだけの余力もないような中で、様々なことを改善するというをそもそも考えるだけの余裕をどのようにつくるのかということが大きな課題かと思っております。そう考えましたときに、引き続きこの提案募集制度を充実していくために、提案に当たってのサポートを行う体制を引き続き強化していただきたいと思っております。それが1点目です。

もう1点は、先ほど美浦議員からも出ていたところですが、こういった個別の提案を通じて事務自体のやり方を見直していくことも大切ですが、そもそも事務の廃止であるとか統合、事務自体の検討までも含めた議論が必要と思っております。これだけ肥大化している計画策定の業務を考えましても、今の事務の在り方そのものを併せて一体的に見直していくということも必要ではないかと思っております。そのような体制の在り方を引き続き考えていくことが大切かと思っておりますので意見を申し上げます。

(市川座長) ありがとうございます。宇野さん、お願いします。

(宇野構成員) 今までのいろいろな御意見に賛同するところばかりで新たに付け加えることは特にございませんけれども、せっかくの機会ですので一言コメントさせていただけたらと思っております。

私自身も専門部会の構成員でございますので、今年も提案実現に向けてしっかりと取り組んでいきたいと考えております。そうした視点で重点事項案を見させていただきますと、昨年はデジタルも多かったと思っておりますけれども、今年はより人手不足関係の制度調整が多く含まれていると感じているところです。人手不足に関しては温度差がありますというか、現場ではすごく温度が重要だということではありますけれども、制度を考える際には、そこまで深刻さが伝わっていないようなところもあるのではないかと昨年感じたところでございましたので、しっかりとそうした現場のニーズを伝えられるように頑張りたいと思っております。

その中で、先ほど群マネの話もありましたけれども、昨年も出てきた内容では公営住宅関係もございまして、まだまだ先の話と感ぜられるところもあるような分野かもしれませんが、今後、中長期的に見るとこれをどうするのかという話は必ず地方の問題になってくるかと思っておりますので、これをどのように持続可能にしていくのかということを通じたことを通じて考えられるように、一つ一つの提案の実現に向けて努力してまいりたいと考えております。

(市川座長) ありがとうございます。続きまして、平田さん、お願いいたします。

(平田構成員) 短いですが1点所感を述べさせていただきます。

まず、事務局の皆様におかれましては提案や論点をまとめていただいて誠にありがとうございました。今回、初めてこの部会に参加させていただいたわけですが、今回の資料を拝見して、小規模自治体を含め、現場からボトムアップで多くの意見が寄せられているということにとっても感銘を受けております。提案団体数が今回300を超えたという点からも、地方分権をめぐる課題が抽象的な制度論にとどまらず、自治体の現場において切実に受け止められているということを改めて感じた次第です。

私が感じたことですが、先ほど沼尾先生が既に御指摘くださった点ですが、特に重点項目の1である事務負担の問題については、一つ一つの制度や事務だけを見ると、それぞれに合理性があるように見える場合も多いと思っております。しかし、自治体の側から見ると各省庁、各政策分野から求められる事務が積み重なり、全体として大きな負担になっている点が重要だと思っております。今後の議論においても個別制度の合理性だけではなく、それらが自治体の現場においてどのように累積的に経験されているのかということについて全体を俯瞰する視点からも参加させていただければと考えております。

(市川座長) ありがとうございます。谷口さん、お願いいたします。

(谷口議員) 本年も大変なこの作業に関して、関係者の皆様方の御貢献・御協力に大変な感謝をする次第です。どうもありがとうございます。私も今回の重点事項項目はいずれも非常に重要で妥当なものとして大いに賛成するものでございます。

大橋部会長がまとめられていたように、まず、基礎自治体からの提案が非常に多くなっていることは望ましく頼もしい次第なのですが、逆に言うと、それだけ行政サービスの維持が厳しくなっているのです。そういった厳しさを感じていらっしゃるからその数の増加という点もあるのかなと思いました。

その中の大きな特徴として都道府県の経由事務を減らしていく、あるいは主体を変えていく。例えば、国が一括処理できるものはそうしていくということも極めて大事なことです。おっしゃるとおり、国の政策のための調査・分析であれば、直接行った方がお互いに効率がいいかもしれない。デジタル化の提案もたくさんありましたけれども、先ほど昨年からの検討事項が続いている進捗状況の例の中で、学校に対する調査について、これも都道府県の経由なく直接国が実施することがあり得るのではないかという項目がありました。

確かにこういった調査・分析等に資するようなものは、例えば国がそういった回答のプラットフォームをつくって、そこに回答を直接してもらって、つまり紙で出すとかではなくて、直接ファイルをアップしてもらったり、入力してもらったりする。その方が、結局、国もファイルを集めてすぐにAIで要約したりとか、膨大な資料を作ってくれたりする。そういった現在の仕事の在り方にアップデートしていく、これは勢一部会長代理がおっしゃっていたことなのですけれども、そういった点でやれることは様々あるのかなと思いました。いずれにせよ、こうした省力化であるとか効率化が持続可能な行政サービスにとって非常に重要な一つの鍵になると改めて思いました。ありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。三木さん、お願いいたします。

(三木議員) 再びお願いして申し訳ありません。今の皆さんのお話をお聞きしていて、地方公共団体の実態について理解していただきましてありがとうございます。

今、実は人手不足もありますし、採用難というのもございます。あわせて、行政サービスの多様化がありますので、そういう観点からの見直しをしていただければ有り難いと思います。そして、なかなか団体として日頃の業務が忙しいものですから、提案ができないということがあるのですけれども、ただ、こういう形で制度として成立していただくと、それぞれ波及効果で地方自治体も助かるものですから、そういう波及効果という意味でも取り組んでいただけることは大変有り難く思っています。

付け加えとなってしまっただけで申し訳ないのですがお願いがございまして。

一つは、老朽化や入居率の低下した公営住宅等についての建替えを伴わない団地集約についてでございます。実は須坂市の場合、社会増減で言いますと社会増になっております。長野市に隣接していることもあります。ただ、社会増になっているのですけれども、住宅が不足しております。

そのため、従来の市営住宅と県営住宅等を建て替えて住宅政策をしたいと思っております。今まで入居している方にお話はするのですが理解していただけない場合もあります。できるだけ誠意を尽くしてやっているのですけれども、そうではない場合にはある程度、明渡請求、もちろん相手の方に負担をかけないようにしながら明渡請求等ができるようになれば、とても有り難いと思っております。市営住宅の立地しているところが非常に場所のいいところありますので、そういう面で検討をお願いしたいと思っております。

それから、前後して申し訳ないですが、地域未来投資促進法の関係で、重点事項の3つ目の柱の強い地域経済の構築のところの31番ですけれども、地域未来投資促進法に基づく市街化調整区域について書いてございます。須坂市はインターの周辺のところ、地域未来投資促進法によって産業団地を造りました。49ヘクタールあるのですけれども、当時は産業団地の中に商業施設を造ることが可能でありました。ですから、県下最大の商

業施設だとか、様々な商業施設ができたわけでありまして、ところが制度が変わりまして、線引きのある地域には商業施設ができなくなってしまいました。ところが線引きがあるなしにかかわらず、同規模の市で商業施設が立地できるようにもなっております。こういうような一律の規制ではなくて、その地域に合った規制を是非していただきたいと思っております。

今お話ししましたように、大型商業施設等ができることによって須坂に移住をしてきた人が実際におります。製造業だけの施設だけでは人口増には直接つながらないものですから、商業施設等も併せて、地域未来投資促進法の活用を図っていただきたいと思っております。今申し上げましたように、全国から毎年20件ぐらい視察に来ておりますので、そういう面で、地域未来投資促進法が須坂市のためにもプラスになっておりますし、また、須坂以外の近隣の市でも地域未来投資促進法を活用しておりますので、より地域の活性化のために地域未来投資促進法の活用を横展開でしていただければと思っております。

以上2点ですが、よろしくお願ひします。

(市川座長) ありがとうございます。

皆さんの御意見は、全体を通して今年の重点事項については、資料2-1、2-2の枠組みで議論していただくということに御異論はないものとお聞きしました。ただ、具体的な検討をする視点、あるいは内容については数々の御指摘・御示唆をいただいておりますので、その点をこれからの議論でしっかりと受け止めていただければと思っております。

田原本町の件につきましては、また別途御議論させていただきたいと思っております。

そういうことで進めさせていただくことよろしいでしょうか。

(「異議なし」の意思表示あり)

(市川座長) 特に御異論がないようでしたら、今、御説明しましたような形で進めさせていただきたいと思ひます。

そして、具体的な検討の進め方につきましては、大橋部会長から最初に御提案いただきましたけれども、それに沿って大橋部会長に御一任いただけるということによろしいでしょうか。

(「異議なし」の意思表示あり)

(市川座長) ありがとうございます。皆さんに御賛同いただいたと思ひます。

それでは、御一任いただきましたので、重点事項については大橋部会長の下、提案募集検討専門部会において、具体的な検討を進めていただきたいと思ひますので、よろしくお願ひいたします。

それでは、次に議事の2に入ります。資料5、6について、事務局から続けて御説明をお願ひいたします。

(佐伯参事官) 第16次地方分権一括法について御説明申し上げます。

資料5の1ページ、本有識者会議での御審議を経まして昨年12月に閣議決定されました令和7年の地方からの提案等に関する対応方針を踏まえて、提案実現のために法改正を要する事項について関係法律を整備するため、本年3月に第16次地方分権一括法案を国会に提出いたしました。本法案につきましては、国会において御審議をいただき、先ほどもお話がございましたが、5月27日に成立、本日公布されているところでございます。

具体的な内容につきましては、同じく1ページの概要の部分を御覧ください。今回の一括法は11事項、17法律の改正を行うものでございます。

例えば①ですけれども、空家対策に係る管理活用や相談対応といった市区町村の取組を補完するため、市区町村が指定することができる空家等管理活用法人につきまして、商工会議所などの非営利法人の指定を可能とするものでございます。

また、②は地方債について、現在、社債において可能となっておりますデジタル証券方式での発行を可能とする改正でございます。

③以降は自治体の業務の簡素化・効率化等に関する改正でございます。

③は、都道府県等から本籍地市町村に対して行う戸籍証明書等の公用請求について、現在は郵送で行っているところ、オンラインでの戸籍電子証明書等の請求を可能とするものでございます。

このほか、④から⑪までに記載のいずれも地方からの御提案を実現するための改正が盛り込まれているところでございます。

地方からの御提案が第16次地方分権一括法という形で実現に至りますまでの有識者会議及び専門部会における御審議に改めて御礼申し上げます。

資料5の説明は以上でございます。

続いて資料6について担当から御説明いたします。

(松田企画官) 資料6について御説明いたします。

資料6は活用状況に係る調査になります。本調査につきましては、提案募集方式により改正された制度などが地方公共団体で利活用されているかを定量的に把握するもので、毎年度実施しているものになります。

今回の調査、令和7年度調査につきましては、令和8年1月から3月の間に実施し、調査方法につきましては、総務省の一斉調査システムにより全地方公共団体に送付させていただいております。

調査項目につきましては、住民サービスに関連する制度改正などを選定ということで、地方公共団体の負担も考慮しまして今回は5問設定しております。内容につきましては次のページから御説明させていただきます。

2ページの調査項目①、特定子ども・子育て支援施設等の利用給付の代理受領における支援提供証明書交付の省略ということで、施設が保護者の代わりに代理受領する場合に支援提供証明書の交付を省略できるという制度改正になります。

一番左のグラフ、対象となる自治体ですけれども、特定子ども・子育て支援施設等の利用給付の代理受領を実施している市区町村ということで、こちらの市区町村の割合につきましては回答のあった912の市町村のうち70%が利用しているという回答でした。実施している市区町村の中で、真ん中のグラフ、制度改正を認知している市区町村の割合は66%、一番右、改正された制度を活用している市区町村の割合は84%という結果となっております。なお、活用していない市区町村の3割におきましては、今後交付を不要とする予定や、あるいはその他の手続へ活用するなど、証明書を別途利用するためという回答がありました。

一番下の箱枠、活用の効果としましては、施設等を運営する事業者などの事務負担が軽減したという回答が8割に上っております。

3ページ目の調査項目②、こちらは放課後等のデイサービスの利用対象児童の拡大ということで、回答対象は市区町村となっております。

一番左のグラフ、放課後などのデイサービスが実施されている市区町村の割合、この制度の改正の対象となる市区町村の割合は90%となっております。この中で制度改正を認知している市区町村の割合は75%。一番右、改正された制度を活用している市区町村の割合は19%となっております。なお、活用していない市区町村の81%におきましては、対象となる障害児の利用の希望がないといったような、緩和された要件に該当しないためという回答となっております。

一番下、活用の効果につきましては、利用受入れ先の増加など、住民サービスの質が向上したというような回答が8割近くとなっております。

4ページ目で調査項目③、マイナンバーカードの代理人交付の拡充で、居宅サービス事業者が代理人交付を受けることが可能となったという制度となります。

一番左のグラフ、まず居宅サービス事業が実施されている本制度の制度改正の対象となる市区町村の割合ですが、全体で92%となっております。真ん中の制度改正を認知している市区町村の割合につきましては95%、一番右、改正された制度を活用している市区町村の割合は77%となっております。なお、活用していない市区町村の7割につきましては、該当する交付申請がない、まだ実績がないといったような回答が多くなっておりま

す。

一番下、市区町村による活用の効果ですけれども、来庁に係る住民の負担軽減など、住民サービスの質が向上したという回答が9割と多くとなっております。

5ページ目で調査項目④、児童養護施設等の児童指導員配置基準の緩和ということで、こちらは小中高の教諭に加えまして、今回、幼稚園の教諭の免許状を持っている者も追加されたということで資格要件の拡大という制度の改正になります。

こちらの制度改正の対象となる市区町村と都道府県につきましては、児童福祉法の事務処理を行う養護施設等に関する事務主体となる全都道府県と全指定都市のほか、児童相談所設置市としております。

左側の制度改正を認知している都道府県などの割合につきましては、90%が認知している、右側、改正された制度を活用している都道府県の割合としましては43%が活用している、という回答となっております。なお、活用していない都道府県などの4割におきましては、十分な人員が確保されていることなどにより、制度改正を活用する必要がないためという回答が4割ぐらいになっております。

一番下、活用の効果につきましては、採用可能な人材層の拡充による応募者数の増加など、人材確保の拡大・安定化に寄与したとの回答が6割近くとなっております。

6ページ目、最後になりますが調査項目⑤、建設業許可申請に係る納税証明書の添付の省略ということで、こちらの回答対象は建設業許可を行う全都道府県が対象となっております。

左側、制度改正を認知している都道府県の割合は98%が認知している、右側、改正された制度を活用している都道府県の割合としましては9%です。本制度自体は令和7年度以降の施行であって、運用開始が直近であるために、省略を可能としているものの、省略の実績なし、といった回答がありました。また、活用していない都道府県において、活用に当たって体制整備等の対応が必要とか、今後の活用を検討などの回答がありました。

活用している都道府県につきましては、行政・事業者等の事務負担が軽減したという回答となっております。

なお、時間の都合上、御説明は省きましたが、市区町村別の集計も行っておりまして、傾向としましては、市区では認知度・活用度、両方とも比較的高いのですけれども、町村になるにつれて下がっていくという傾向が見られております。

本調査結果につきましては、関係省庁や地方公共団体と共有し、引き続き提案募集方式によって改正された制度の認知度向上や活用促進等を図っていくための取組を進めていきたいと思っております。

(市川座長) 御説明ありがとうございました。

それでは、ただいま御説明ありました資料5、6に関しまして、御意見等をいただきたいと思っておりますけれども、如何でしょうか。

高橋さん、お願いします。

(高橋座長代理) 項目5ですが、体制の整備が必要だというのは、基本的に税務局と建設許可部局との連携が必要だということでしょうか。

(松田企画官) 庁内での連携が必要だということです。

(高橋座長代理) 庁内の連携の体制整備とはどういうことなのでしょう。連絡できればそれでいいように思うのです。

(松田企画官) 恐らく想像ですけれども、普段付き合いがない、あと、制度がまだ始まったばかりということで、まだそういう需要がなかったのではないかと考えられます。

(高橋座長代理) 連携体制を整備する気はないということでしょうか。

(松田企画官) 整備する気がないというか、その必要性がまだ出てこないという可能性があります。まだ制度が始まって日が浅いですので、今回の調査自体が周知にもなっていると思っております。

(高橋座長代理) 分かりました。どうもありがとうございます。

そうすると、この種の案件ははもう1回聞くのもありかなと思います。

(松田企画官) 何年か後にというのはあると思います。

(高橋座長代理) その辺りを御検討いただければと思います。どうもありがとうございます。

(市川座長) ありがとうございます。それでは、大橋さん、お願いします。

(大橋部会長) この調査は非常に大事で、ここで実現した提案がどういった形で社会的に還元されているかということなので、こちらとしても見ていくことが大事だし、自治体の方もみんな見ていると思うのです。そうだとすると、間違ったイメージを与えないことも大切だと思います。成果が出るのに一定の時間は必要だと思うので、制度改正から時間がありませんでしたという、その数字を出すのがやり方としてどうなのかなというところもあるので、3年とか5年とか見てどうだったかというルール化、評価の標準が必要かだと思います。

あと、およそ自分のところでは実態というか対象者がいないので使う必要もないところで使っていないというものと、対象者がいるのだけれども、使えていないというには違いがあるように思います。今回の場合だと、うちは該当ありませんからというところで小さい数字が出ていても、それは別に今回の提案の処理が悪かったわけでもないのです。本当にここで実現したことがどのように今までできなかったことに響いたのか、というところが数字に出るのが大切だと思うのです。数字の取り方とか、分析の仕方というのは、まだいろいろ考慮の余地あるような気がします。今回やってみましたという形で精査しないで数字を出すのは少し雑な感じもするので、そこの出し方はこれから、この提案制度の後の話として非常に大事になると思うので、そこは検討をお願いしたいという印象を持ちました。

(稲原室長) 御指摘はごもっともだと思いますので、改善に努めてまいりたいと思っております。

(市川座長) ありがとうございました。沼尾さん、お願いします。

(沼尾議員) 今の大橋部会長のお話と重なるのですけれども、この資料が自治体に出たときに、結局自分たちが出した提案が、自分たちだけではなくてほかの自治体にも資するものでない駄目なのではないかというようなメッセージを与えてしまわないかと少し気になりました。もちろんこれは後からどうだったのかを振り返るということだと思います。ただ、今、大橋部会長も言われたとおり、結果を見るには期間も必要だということもあします。それを踏まえて、何のためにこれを出しているのかというところをきちんと伝えながら、幅広く情報を開示していただけたらと思います。そのことが気になりましたので申し上げました。

(松田企画官) 承知しました。ありがとうございます。

(市川座長) ほかに如何でしょうか。

特にないようでしたら本日の議事は以上となります。

最後に、松田内閣府審議官から御感想・御挨拶をお願いしたいと思います。

(松田内閣府審議官) 内閣府審議官の松田でございます。

有識者会議の議員の皆様及び専門部会の構成員の皆様、本日は熱心に御議論を賜りまして、提案募集に係る提案の内容だけではなくて、私どもの進め方も含めて様々な御指摘・御意見を賜りました。私どももしっかりこれを受け止めて今後の作業を進めていきたいと思っておりますので、引き続きよろしく願いいたします。

本日、令和8年の提案につきましては、御決定いただいた重点事項も含めまして資料4に書かせていただいていたのですが、本日付けで直ちに関係府省庁に対する検討要請をさせていただくことになっておりますので、これもしっかりと進めていきたいと思っております。

本日、皆様方から再三御指摘がありましたけれども、冒頭、我々も言いましたが人口減少、あるいは高齢化の進展で、前々から言っていたことではあるのですが、結果として人手不足が深刻化して、一番のサービスの担い手であります地方自治体の体制そのものが揺らいでいます。こうした中で、地方行財政の世界をいかにバージョンアップさせて持続可能な形に持っていくかということが大きな課題になっています。皆様の御指摘のとおりだと思います。地方の皆様からの提案の多くも恐らくベースにそういう問題意識が強く横たわっていると受け止めています。

この解決に国・地方を挙げて、一生懸命取り組もうとしておるところでございます。私どもで言うのがいいかどうか分からないのですが、途中で御指摘もありまして、地方分権改革という言葉自体が現状に即しているかなというの少し気にはなりながら進めております。身近なところでしっかりと仕事をしていただくような形に持っていきたいということがベースにありながらも、作業としては集権的にやらないといけないものも出てくる。要は国民目線でどのようなサービス提供体制を取るのが一番いいのかということを考える段階に入っておるのだと。ただ、そういう中でも現場の声をしっかりと生かしながら、その意見を吸い上げて物事を考えていくというプロセス、地方からの提案募集という手法は今後も有効なのだ我々は確信しております。

そうした中で、内閣府の在り方としましても、地方からの提案をしっかりと実現していこうという基本姿勢に立ちまして、そのことを通じて行政サービスを持続可能なものに持っていこうという考え方に立って、これから地方からの提案をしっかりと実現していくために関係府省庁の皆さんに真摯な検討を行っていただく。これはもちろん私ども内閣府自身も別の段階ではほかの役所と同じようにそういう業務を持っていますので要請を受ける側でもあるのですが、分権改革の事務局としてしっかりと役割を果たすべく要請を行ってまいりたいと思っております。

取組を進めれば進めるほど難しいものが出てまいりますので、是非ともまた引き続きの御協力、お力添えを頂戴したいということをお願い申し上げまして、御挨拶とさせていただきます。本日は本当にありがとうございました。

(市川座長) ありがとうございました。

それでは、これで本日の合同会議を終了いたします。御参加ありがとうございました。

(以上)

(文責 地方分権改革推進室 速報のため事後修正の可能性あり)